

平成22年 第2回定例会

政策総務常任委員会 提出資料

◎所管事項

- 1 『2010年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答
(総務部関係) について 1
- 2 「県民しあわせプラン・第三次戦略計画(仮称)素案」(総務部関係) について 2
- 3 市場公募債の県民向け販売の取組について 17
- 4 平成21年度県税収入状況(決算見込) について 21
- 5 個人県民税対策について 23
- 6 三重県伊勢庁舎施設更新事業の評価結果の検証について 27
- 7 審議会等の審議状況について 33
 - (1) 三重県公益認定等審議会
 - (2) 三重県公務災害補償等認定委員会

平成22年10月7日

総 務 部

1 「『2010年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答(総務部関係)について

政策総務常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回 答
—	全体への意見②	総務部 (政策部)	「評価」について、課題が残った場合の要因が記述されていない施策が見受けられる。PDSサイクルとして、要因を分析したうえで、次の対策を検討するべきである。	社会経済情勢等の変化なども考慮しながら、成果や課題の要因分析を行うよう、マニュアル等によりさらに周知徹底します。
—	全体への意見③	総務部	県政報告書は、執行部の管理ツールとして政策の質を向上させる役割を果たし、県民にとっても県行政の全体把握の点で有用との意見がある一方、自己設定した数値目標の目標項目の達成状況を中心に作成されており、県民の実感とかい離しているため、あまり有益でないとの意見もある。県民への報告機能の強化は、管理ツール機能と分離するなど、新たな仕組みの検討が必要である。	2011年版県政報告書では、第二次戦略計画における4年間の総括評価を行う予定です。継続性の観点から2010年版県政報告書を基本に考えていますが、4年間の取組について進展度を総合的に判断し、その判断理由について具体的に記述するとともに、残った課題についても第三次戦略計画(仮称)でどのように取り組んでいくのかを分かりやすく示していきたいと考えます。 また、県政報告書は評価の集大成として公表し、今後の県政に対する意見をいただくことを目的に作成しているものです。第三次戦略計画(仮称)においても、説明責任を果たすことと県民への分かりやすさとのバランスを図りながら、積極的な県政参画の手段となるよう、県政報告書の見直し等を行っていきます。
610	みえ行政経営体系による効率的で効果的な県行政の運営	総務部	主指標の「全庁アセスメント結果の改善割合」の平成22年度実績値は目標値を超えて100%となっているが、副指標の「職員満足度」は、目標値66%を下回っている。職員満足度を高めつつ、顧客満足度を高める経営品質の趣旨から離れた結果となっており、職員満足度を高める取組が不足しているのではないかと。	「全庁アセスメント」は、経営品質向上活動の取組の一環として、組織としての改善・改革の取組がどのような状況であるかを評価するために受検したものです。 一方、「職員満足度」は、勤務条件や職場環境などに対して職員がどのように思っているかを調べたものであり、アセスメント結果による改善が職員満足度の向上に直接結びつくものではないと考えています。 しかし、今回の全庁アセスメントにおいて、職員満足度の把握等に関する改善提言があったことから、今後とも職員満足度がより向上するよう取り組んでいきます。

2 「県民しあわせプラン・第三次戦略計画(案) 素案」(総務部関係)について

○第三次戦略計画(仮称)における施策・基本事業の体系 3

○総務部主担当施策等

第4編 行政運営の取組

1 県民へのよりよいサービスの提供

施策610 みえ行政経営体系による効率的で効果的な県行政の運営
. 4

施策630 持続可能な財政の運営と公平・公正な税の執行
. 8

2 民主的かつ公正中立な行政運営(行政委員会)

基本事業70005 適正な公共事業用地の収用と私有財産との調整
(収用委員会)
. 12

【資料編】 数値目標一覧 13

(参考) 「施策・基本事業の数値目標の見直し」 16

第三次戦略計画(仮称)における施策・基本事業の体系【総務部関係】

【現行】第二次戦略計画
(H19~H22)

第4編 行政運営の取組

【次期】第三次戦略計画(案)
(H23~H26)

第4編 行政運営の取組

610 みえ行政経営体系による効率的で効果的な県行政の運営 【総務部】

- 01 体系的な行政運営の推進
- 02 危機管理の推進
- 03 簡素で効率的な組織運営の推進
- 04 人材育成の推進

610 みえ行政経営体系による効率的で効果的な県行政の運営 【総務部】

- 01 体系的な行政運営の推進
- 02 危機管理の推進
- 03 簡素で効率的な組織運営の推進
- 04 人材育成の推進

630 持続可能な財政の運営と公平・公正な税の執行 【総務部】

- 01 計画的な財政運営
- 02 公平・公正な税の執行と税収の確保
- 03 最適な資産管理と職場環境づくり
- 04 公正で正確・適正な会計事務の確保

630 持続可能な財政の運営と公平・公正な税の執行 【総務部】

- 01 計画的な財政運営の推進
- 02 公平・公正な税の執行と税収の確保
- 03 最適な資産管理と職場環境づくり

640 公正で正確・適正な会計事務の確保
【出納局】

行政委員会の事務

7005 適正な公共事業用地の収用と私有財産との調整 【収用委員会】

行政委員会の事務

7005 適正な公共事業用地の収用と私有財産との調整 【収用委員会】

施策610 みえ行政経営体系による効率的で効果的な県行政の運営

(主担当部局：総務部)

目的	対象	県行政が		
	意図	みえ行政経営体系により、全体最適な状態で運営されている		
施策目標項目 (主指標)	みえ行政経営体系の主要なしくみの職員への浸透度	目標値		
		現状値		

〔施策目標項目の説明〕

- ・「みえ行政経営体系職員基礎調査」における、みえ行政経営体系^{※1}の主要なしくみに対する「理解度」（しくみを理解している職員の割合）と「共感度」（しくみに取り組むことに対し共感している職員の割合）の平均値（総務部経営総務室調べ）

（現状と課題）

「県民しあわせプラン」を着実に推進するため、「みえ行政経営体系」の職員への浸透・定着を通じたマネジメントの推進や適正な定員管理等に取り組み、県行政を効率的、効果的に運営してきました。

引き続き、今後の財政状況や、国の動向など県をとりまく社会経済環境の変化をふまえ、県の行政運営の一層の効率化をはかるとともに、「みえ行政経営体系」によりの確にマネジメントを行うことで、県行政を全体最適な状態で運営することが求められています。

また、県行政の運営や政策の推進にあたっては、「文化力」と「新しい時代の公」の理念をふまえるとともに、「誰のため、何のための県政か」を常に意識し、県民の信頼を損なうことがないよう、適切な組織運営に取り組むことが必要です。

さらに、今後、自律的、主体的に県行政を担っていくために必要な政策形成能力や法務能力等の専門性を兼ね備えた人材の育成が必要となっています。

（めざす姿）

職員一人ひとりが、「誰のため、何のための県政か」を常に意識し、また、危機管理に対しても十分に意識を持ちながら、「文化力」、「新しい時代の公」および「経営品質向上活動^{※2}」の視点から「質の行政改革」が進められています。

また、県をとりまく社会経済環境の変化に的確に対応した、簡素で効率的、効果的な組織体制が確立するとともに、職員の持つ多様な能力が引き出され、組織力が向上することにより、「みえ行政経営体系」による的確なマネジメントのもと、全体最適な行政運営が行われています。

(県の取組方向)

県行政の運営にあたっては、経営品質向上活動、危機管理および環境マネジメントシステム (ISO14001^{注) 3)} をマネジメントの基本として、広聴広報・情報マネジメントにより県民ニーズを把握し、相互に連携する、戦略策定 (PLAN)、戦略展開 (DO) および評価 (SEE) の各しくみに反映する「みえ行政経営体系」を的確に運用することにより、より質の高い行政サービスの提供につなげます。

特に、県政をとりまくさまざまなリスクに対応するため、危機発生時の未然防止に努めるとともに、危機発生時には迅速かつ的確な対応を行います。

また、県が担うべき役割をふまえた適正な定員管理を行うことにより、簡素で効率的、効果的な組織運営に努めます。

さらに、基本的な知識や能力に加え、政策形成能力、法務能力等の専門性を兼ね備えた人材の育成や、職員のこころとからだの健康保持・増進に努めます。

県の取組 目標項目 (副指標)	職員満足度	目 標 値	
		現 状 値	

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・県の組織やしくみが、職員が職務を遂行する上でどのような状態にあるのかについて、「三重県職員満足度アンケート」(全20項目)により、満足の程度を数値に換算したもの(総務部人材政策室調べ)

(施策展開するために取り組む基本事業)

- 61001 体系的な行政運営の推進 (総務部)
- 61002 危機管理の推進 (防災危機管理部)
- 61003 簡素で効率的な組織運営の推進 (総務部)
- 61004 人材育成の推進 (総務部)

注) 1 みえ行政経営体系:「県民しあわせプラン」を着実に推進するために、県政運営にあたっての考え方やしくみを体系化したもの

注) 2 経営品質向上活動:組織の目標(あるべき姿)に向かって、改善・改革を継続的に進めていく活動のこと

注) 3 ISO14001:環境マネジメントシステムの代表的なものとして、国際標準化機構(International Organization for Standardization)が定めた国際規格

基本事業 61001		体系的な行政運営の推進 (主担当：総務部経営総務室)	
目的	対象	県の主要なマネジメントのしくみが	
	意図	職員の間浸透・定着し、みえ行政経営体系の枠組みに沿って、円滑に機能している	
基本事業の 目標項目	みえ行政経営体系の主要なしくみ に対する職員の理解度	目標値	
		現状値	
	みえ行政経営体系の主要なしくみ に対する職員の共感度	目標値	
		現状値	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・「みえ行政経営体系職員基礎調査」において、みえ行政経営体系の主要なしくみを理解している職員の割合（総務部経営総務室調べ）
- ・「みえ行政経営体系職員基礎調査」において、みえ行政経営体系の主要なしくみに取り組むことに対し共感している職員の割合（総務部経営総務室調べ）

基本事業 61002		危機管理の推進 (主担当：防災危機管理部危機管理総務室)	
目的	対象	県行政が	
	意図	県民の信頼を得て円滑に運営されている	
基本事業の 目標項目	県職員のリスク対話度	目標値	
		現状値	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・「職員危機管理意識調査」において、「所属において業務に係るリスクについて対話や確認を行っている」と回答した職員の割合（防災危機管理部危機管理総務室調べ）

基本事業 61003		簡素で効率的な組織運営の推進 (主担当：総務部経営総務室)	
目的	対象	県の組織等が	
	意図	効率的・効果的に運営されている	
基本事業の 目標項目	職員が仕事をする上での満足度	目標値	
		現状値	
	包括外部監査指摘事項に対する改善率	目標値	
		現状値	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・「三重県職員満足度アンケート」のうち、「仕事の配分の公平感」、「職場方針等への参画機会」、「協力体制がとれる職場の雰囲気」および「必要な情報の伝達」の4項目について満足度を数値に換算したもの（総務部人材政策室調べ）
 - ・包括外部監査^{注1}における指摘事項のうち、改善に取り組んだ事項の割合（総務部経営総務室調べ）
- 注）1 包括外部監査：地方公共団体の監査機能の充実・強化をはかり、県民の信頼を向上させるため、県の組織に属さない外部の専門的な知識を持った者と契約を結んで監査を受ける制度。

基本事業 61004		人材育成の推進 (主担当：総務部人材政策室)	
目的	対象	職員が	
	意図	心身ともに健康で、持てる能力を十分に発揮して組織力の向上に寄与している	
基本事業の 目標項目	人材育成に関する満足度	目標値	
		現状値	
	研修目的達成率	目標値	
		現状値	
	定期健診結果における職員の健康度	目標値	
		現状値	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・「三重県職員満足度アンケート」のうち、「仕事のやりがい」、「仕事への適応度」、「正当な評価」、「相談できる人の存在」、「仕事に見合った給与」、「人事異動」、「昇任のしくみ」および「研修の参加」の人材育成に関する8項目について満足度を数値に換算したもの（総務部人材政策室調べ）
- ・研修受講者アンケートにおける「期待達成度」、「内容理解度」、「業務活用度」の平均値（総務部職員研修センター調べ）
- ・全職員のうち勤務において健康管理上の配慮を加える必要のない職員の割合（健康指示区分A1～D2以外の職員）（総務部福利厚生室調べ）

施策630 持続可能な財政の運営と公平・公正な税の執行

(主担当部局：総務部)

目的	対象	県財政が		
	意図	県民に必要な行政サービスを持続的に提供できるよう、健全で、安定的に運営されている		
施策目標項目 (主指標)	「行政サービス経費硬直度」の 全国順位	目標値		
		現状値		

〔施策目標項目の説明〕

・公債費を除く義務的・経常的な経費を経常的な一般財源で除した率の全国順位（総務部予算調整室調べ）2014年度の目標値は、2015年春に把握できる2013年度の実績数値により測ることとします。

（現状と課題）

県税収入確保対策に総合的に取り組むとともに、事務事業の一層の「選択と集中」を進め、真に必要な予算には的確に対応する一方、可能な限り県債の抑制に努めることで、財政の健全化に努めてきました。

今後も厳しい財政状況が見込まれることから、「県民しあわせプラン」を着実に推進するとともに、県民に必要な行政サービスを持続的に提供していくためには、引き続き財政の健全化による持続可能な財政運営が求められています。

また、景気後退による法人関係税の大幅な減収や三位一体の改革による税源移譲に伴う個人県民税の収入未済額の増加等により、行政サービス提供の根幹をなす県税収入の確保と公平・公正な税の執行が重要な課題となっています。

さらに、庁舎を利用する県民等の安全・安心を確保するため、庁舎の耐震化を進めるとともに、「県有財産利活用計画」に基づき、県有財産の計画的、効果的な利活用を進める必要があります。

（めざす姿）

財政の健全化が進み、持続可能な財政構造が構築されています。また、財政に関する県民との情報共有が進み、財政運営の透明性が高まっています。

県民が税の重要性を理解し、自主申告、自主納税が定着しています。

庁舎の耐震化が完了し、庁舎を利用する県民等の安全・安心が確保されています。

(県の取組方向)

財政運営にあたっては、事務事業の見直しや事業の「選択と集中」を一層推進し、メリハリの利いた予算編成に努めるとともに、財政の健全化を進め、持続可能な財政構造の構築をめざします。また、財政状況や決算等の財政情報を県民に提供します。

徹底した課税調査や的確な滞納整理などにより、公平・適正な賦課徴収をはかり、県民が税の重要性を理解し、自主申告、自主納税される環境を整えます。また、市町等との連携・協働のもと、収入未済額の大半を占める個人県民税の税込確保に努めます。

庁舎（本館棟・附属棟等）の耐震化工事を計画的に実施するとともに、「県有財産利活用計画」に基づき、未利用資産の売却をはじめ、県有財産の効果的、計画的な利活用を進めます。

県の取組 目標項目 (副指標)	収入率	目 標 値	
		現 状 値	

[県の取組目標項目の説明]

- ・ 県税の収入額を調定税額から不納欠損額を控除した額で除した率（総務部税務政策室調べ）2014年度の目標値は、2015年春に把握できる2013年度の実績数値により測ることとします。

(施策展開するために取り組む基本事業)

- 63001 計画的な財政運営の推進 (総務部)
- 63002 公平・公正な税の執行と税込の確保 (総務部)
- 63003 最適な資産管理と職場環境づくり (総務部)

基本事業 63001		計画的な財政運営の推進 (主担当：総務部予算調整室)	
目的	対象	県財政が	
	意図	一般財源の規模に見合う適正な歳出規模を堅持し、過度に県債に依存することなく持続可能な財政運営が行われている	
基本事業の 目標項目	県債依存度	目標値	
		現状値	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・一般会計歳入総額に占める県債発行額の割合（総務部予算調整室調べ）2014年度の目標値は、2015年春に把握できる2013年度の実績数値により測ることとします。

基本事業 63002		公平・公正な税の執行と税収の確保 (主担当：総務部税務政策室)	
目的	対象	納税者および特別徴収義務者が	
	意図	自主的に申告し、適正に納税している	
基本事業の 目標項目	徴収率	目標値	
		現状値	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・県税の収入額を調定税額で除した率（総務部税務政策室調べ）2014年度の目標値は、2015年春に把握できる2013年度の実績数値により測ることとします。

基本事業 63003		最適な資産管理と職場環境づくり (主担当：総務部管財室)	
目的	対象	庁舎（本館棟・附属棟等）を利用するすべての人が	
	意図	耐震基準に適合した庁舎（本館棟・附属棟等）で、安全・安心な環境のもと、最適に庁舎を利用している	
基本事業の 目標項目	庁舎（本館棟・附属棟等）の耐震 化率	目標値	
		現状値	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・県有建築物の耐震化計画（防災上の重要度による優先順位を付けて、2014年度末までに耐震化を完了させる計画）に合わせ、本庁舎と地域総合庁舎の本館棟・附属棟等の対象建築物（非木造で延べ床面積200平方メートルを超えるもの）40建築物のうち、耐震基準に適合した建築物の割合（総務部管財室調べ）

基本事業 70005		適正な公共事業用地の収用と私有財産との調整 (主担当：収用委員会)	
目的	対象	公共事業のために土地を収用される県民が	
	意図	適正な補償を定めた裁決を迅速に受けられる	
基本事業の 目標項目	6か月以内終結率	目標値	
		現状値	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・裁決申請があり審理を開始した事件のうち、審理を開始してから6か月以内に裁決を行った事件の割合（収用委員会調べ）

施策・基本事業	目標項目	目標項目説明	選定理由	影響する要因	継続	施策・基本事業番号
610	みえ行政経営体系による効率的で効果的な県行政の運営	みえ行政経営体系の主要なしくみの職員への浸透度	「みえ行政経営体系職員基礎調査」における、みえ行政経営体系の主要なしくみに対する「理解度」（しくみを理解している職員の割合）と「共感度」（しくみに取り組むことに対し共感している職員の割合）の平均値（総務部経営総務室調べ）	みえ行政経営体系は、不断の改善をとおして、県民の皆さんが成果を実感できる質の高い行政サービスの提供をめざしたものです。職員が各々のしくみを理解し、さらに共感することは、取組への意欲や納得感となり、より質の高い行政サービスの提供につながると考えられることから選定しました。		610
		職員満足度	県の組織やしくみが、職員が職務を遂行する上でどのような状態にあるのかについて、「三重県職員満足度アンケート」（全20項目）により、満足の程度を数値に換算したしたもの（総務部人材政策室調べ）	「三重県職員満足度アンケート」は、仕事、人事異動、福利厚生、職場環境など20項目にわたり、職員の満足度や意欲・問題意識等を把握するためのものであり、この調査結果から得られる職員満足度は、組織運営上、代表的な指標となっていることから選定しました。	○	
61001	体系的な行政運営の推進	みえ行政経営体系の主要なしくみに対する職員の理解度	「みえ行政経営体系職員基礎調査」において、みえ行政経営体系の主要なしくみを理解している職員の割合（総務部経営総務室調べ）	みえ行政経営体系は、不断の改善をとおして、県民の皆さんが成果を実感できる質の高い行政サービスの提供をめざしたものです。そのめざすべき状態のためには、職員が主体的に各々のしくみを日常業務の中で理解して取り組むことが大切であり、それを測る指標であることから選定しました。	○	61001
		みえ行政経営体系の主要なしくみに対する職員の共感度	「みえ行政経営体系職員基礎調査」において、みえ行政経営体系の主要なしくみに取り組むことに対し共感している職員の割合（総務部経営総務室調べ）	みえ行政経営体系は、不断の改善をとおして、県民の皆さんが成果を実感できる質の高い行政サービスの提供をめざしたものです。そのめざすべき状態のためには、職員が各々のしくみに対し共感し意欲的に取り組むことが大切であり、それを測る指標であることから選定しました。		
61002	危機管理の推進	職員のリスク対話度	「職員危機管理意識調査」において、「所属において業務に係るリスクについて対話や確認を行っている」と回答した職員の割合（防災危機管理部危機管理総務室調べ）	危機管理を推進していくためには、職員一人ひとりが危機管理意識を持って業務を行うことが重要であることから、日頃から所属でのリスクに関する対話を通じて危機管理意識を高めるとともに、危機に対応できる人材を育成していく必要があります。第二次戦略計画の目標項目であるリスク対応度のうち、把握したリスクを理解し(98%)、対策を講じている(95.9%)という職員の割合はかなり高いものの、リスクについての対話を行っているとする職員の割合が低い(79.1%)状況にあります。そこで、所属でのリスクの対話促進をはかるべく選定しました。		61002
61003	簡素で効率的な組織運営の推進	職員が仕事をする上での満足度	「三重県職員満足度アンケート」のうち、「仕事の配分の公平感」、「職場方針等への参画機会」、「協力体制がとれる職場の雰囲気」および「必要な情報の伝達」の4項目について満足の程度を数値に換算したもの（総務部人材政策室調べ）	県の組織が効率的・効果的に運営されるためには、職員が仕事をする上での満足度がより高まることが必要であると考えられ、それを測る指標であることから選定しました。	○	61003
		包括外部監査指摘事項に対する改善率	包括外部監査における指摘事項のうち、改善に取り組んだ事項の割合（総務部経営総務室調べ）	指摘事項に対する改善割合は、県の組織が行政課題に対して、簡素・効率化の視点をふまえて、不断に見直しを行っているかを判断する指標であることから選定しました。	○	

施策・基本事業		目標項目	目標項目説明	選定理由	影響する要因	継続	施策・基本 事業番号
61004	人材育成の推進	人材育成に関する満足度	「三重県職員満足度アンケート」のうち、「仕事のやりがい」、「仕事への適応度」、「正当な評価」、「相談できる人の存在」、「仕事に見合った給与」、「人事異動」、「昇任のしくみ」および「研修の参加」の人材育成に関する8項目について満足度を数値に換算したものの（総務部人材政策室調べ）	「三重県職員満足度アンケート」は、仕事・人事異動、福利厚生・職場環境など20項目にわたり、職員の満足度や意欲・問題意識等を把握するためのものであり、この調査結果から得られる職員満足度は、職員の人材育成上代表的な指標となっていることから選定しました。		○	61004
		研修目的達成率	研修受講者アンケートにおける「期待達成度」、「内容理解度」、「業務活用度」の平均値（総務部職員研修センター調べ）	職員が職務遂行上必要な知識を習得し、自ら能力開発に取り組んでいけるような効果的な研修を提供できたかどうかを判断するための指標となっていることから選定しました。		○	
		定期健診結果における職員の健康度	全職員のうち勤務において健康管理上の配慮を加える必要のない職員の割合（健康指示区分A1～D2以外の職員）（総務部福利厚生室調べ）	健康指示区分は、労働安全衛生法上の就業区分で、事業者が認識すべき事項であり、職員が健康で職務に専念できる状態にあるかどうかを測る指標となることから選定しました。		○	
630	持続可能な財政の運営と公平・公正な税の執行	「行政サービス経費硬直性」の全国順位	公債費を除く義務的・経常的な経費を経常的な一般財源で除した率の全国順位（総務部予算調整室調べ）。2014年度の目標値は、2015年春に把握できる2013年度の実績数値により測ることとします。	2009年度に三重県独自で設定した4つの新たな財政指標に留意した財政運営に取り組むことを基本とします。このうち、「行政サービス経費硬直性」については、近年全国平均を大きく下回り、改善に向けて取り組むべき財政指標であると考え、選定しました。	・景気の変動による税収の動向や国の制度改正の影響が考えられます。		630
		収入率	県税の収入額を調定税額から不納欠損額を控除した額で除した率（総務部税務政策室調べ）。2014年度の目標値は、2015年春に把握できる2013年度の実績数値により測ることとします。	行政サービス提供の根幹をなす県税収入の確保の度合いを示す代表的な指標であり、実質的に確保の度合いを示すものであることから選定しました。	・経済状況の好不調の波が考えられます。 ・税源移譲により、個人県民税の総額が増えたことから、個人県民税の未済額が増加しています。 ・景気低迷により法人二税が減収となっています。	○	
63001	計画的な財政運営の推進	県債依存度	一般会計歳入総額に占める県債発行額の割合（総務部予算調整室調べ）。2014年度の目標値は、2015年春に把握できる2013年度の実績数値により測ることとします。	安易な県債発行は、歳出規模の不適切な拡大を生じ、将来の公債費負担の増嵩と財政の硬直化を招く恐れがあります。一般会計歳入総額に占める県債発行の割合である県債依存度は、単年度歳入ベースでの県債への依存度合いをみる指標であることから選定しました。	・すべての歳入歳出が要因となります。	○	63001
63002	公平・公正な税の執行と税収の確保	徴収率	県税の収入額を調定税額で除した率（総務部税務政策室調べ）。2014年度の目標値は、2015年春に把握できる2013年度の実績数値により測ることとします。	行政サービス提供の根幹をなす県税収入の確保の度合いを示す代表的な指標であることから選定しました。	・経済状況の好不調の波が考えられます。 ・税源移譲により、個人県民税の総額が増えたことから、個人県民税の未済額が増加しています。 ・景気低迷により法人二税が減収となっています。		63002
63003	最適な資産管理と職場環境づくり	庁舎（本館棟・附属棟等）の耐震化率	県有建築物の耐震化計画（防災上の重要度による優先順位を付けて、2014年度末までに耐震化を完了させる計画）に合わせ、本庁舎と地域総合庁舎の本館棟・附属棟等の対象建築物（非木造で延べ床面積200平方メートルを超えるもの）40建築物のうち、耐震基準に適合した建築物の割合（総務部管財室調べ）	庁舎（本館棟・附属棟等）の耐震化を進めることが、全ての利用者が、安全・安心の最適な環境で利用できることにつながることから、庁舎（本館棟・附属棟等）の耐震化の進捗を示す指標を選定しました。			63003

施策・基本事業	目標項目	目標項目説明	選定理由	影響する要因	継続	施策・基本 事業番号	
70005	適正な公共事業用地の収用と私有財産との調整	6か月以内終結率	<p>裁決申請があり審理を開始した事件のうち、審理を開始してから6か月以内に裁決を行った事件の割合（収用委員会調べ）</p>	<p>審理の促進をはかり、裁決が遅延することのな いよう努めるため目標項目として選定しまし た。</p>		○	70005

施策・基本事業の数値目標の見直しについて

数値目標については、第二次戦略計画策定時に、県の取組との関連が分かりにくいなどの指摘を踏まえ、県が取り組んだ成果を分かりやすく説明できるよう見直しを行ったところであり、県民の皆さんにとっての成果を表す指標（主指標）に加え、県が取り組んだことの効果を表す指標（副指標）を併置し、複数の数値目標を掲げ取り組んでいます。一方で、県民の皆さんの実感と施策の進展状況には差が生じており、目標設定のあり方などについて検討することが求められています。

このため、第三次戦略計画（仮称）の策定に向けて、以下のとおり数値目標の見直しを進めています。

1 数値目標の設定の考え方

第三次戦略計画（仮称）においては、第二次戦略計画と同様に、施策には「県民の皆さんにとっての成果を表す指標（主指標）」と「県が取り組んだことの効果を表す指標（副指標）」を用いて、また、基本事業には「県が取り組んだことの効果を表す指標」を用いて、数値目標を設定する。

2 数値目標の見直し

数値目標の設定にあたっては、次の「(1) 第二次戦略計画に基づく取組の点検作業」を実施するとともに、「(2) 数値目標検討にあたっての視点」から検討を行い、成果を分かりやすく説明できるよう見直しを進める。

(1) 第二次戦略計画に基づく取組の点検作業

作業については、第二次戦略計画に基づく取組の成果や課題について点検を実施した上で、その結果をもとに、施策や基本事業の目的、めざす姿、取組内容など政策・事業体系全般について見直しを行うとともに、数値目標について、以下のとおり点検作業を行う。

- ① みえ政策評価システムの評価表に記載された「施策の進展度」と「県民一万人アンケート」における当該施策に関連する項目の満足意識等を比較し、必要に応じて、数値目標の妥当性等について検討する。
- ② 県民一万人アンケート以外に当該施策に関連する客観的なデータ（主指標、副指標に掲げるもの以外）があれば、上記と同様に施策の進展度との比較を行い、必要に応じて、数値目標の妥当性等について検討する。

(2) 数値目標検討にあたっての視点

- ① 県民から見た成果を表しているか（施策における主指標）
- ② 施策や基本事業の目的を表しているか
- ③ 数値目標の達成（未達成）の要因が分析できるか
- ④ 県民から見て何を測定しているか（指標の持つ意味）が分かりやすいか
- ⑤ データ収集にかかる時間やコストは妥当か
- ⑥ データは毎年継続して収集可能か

3 市場公募債の県民向け販売の取組について

1 趣 旨

本年11月に発行を予定している市場公募債（個別債）については、資金の一部を新県立博物館の整備に充当することとしています。そこで、県民の県政への参画意識を醸成するという観点から、引受予定の金融機関等の協力を得て、その一部を個人向けに販売することとし、県民向けのPRに幅広く取り組みます。

2 広報計画（予定）

広報媒体	内容	PR時期
県政だよりみえ	新博物館整備が表紙の号に、公募債の発行と新博物館整備への活用をお知らせする文章を掲載	本年8月号
	「県からのお知らせ」欄に発行概要を掲載	本年10月号
PRチラシ 【別紙】	個人向け販売を実施する引受金融機関等で配布	10月上旬～
	県内コンビニエンスストア、ショッピングセンターで配布	11月上旬
	東京及び大阪三重県人会等で配布	10月中、下旬
	各県庁舎で配布	10月上旬～
メールマガジン	発行概要等を掲載（東京事務所）	10月中旬～
ポスター	県内コンビニエンスストアで掲示	10月中旬～
ホームページ	市場公募債のページを開設し、個人投資家に発行条件等をPR	10月上旬開設（ただし、発行条件等掲載は条件決定後）
新聞広告	各紙三重版に発行概要等を掲載	10月下旬～
テレビ・ラジオ	発行概要等を放送	10月下旬～

3 個人向け販売予定額

発行総額100億円のうち、10～20億円程度

4 発行に係る今後のスケジュール

- 10月 4日 機関投資家への説明
- 10月25日 全国の発行団体が合同で行う機関投資家向け説明会(合同IR)への参加
- 11月10日 発行条件決定、募集開始
- 11月19日 募集〆切
- 11月30日 発行

三重県市場公募債

三重県平成22年度第1回公募公債



新県立博物館イメージ
(平成26年10月現在)

三重県市場公募債は、新県立博物館をはじめ県の事業に必要な資金の一部を借り入れるために発行する債券です。
皆さんにもご購入いただくことで、住み良い地域社会づくりにつながります。

●募集期間 平成22年11月10日(水)～19日(金)

※募集期間中であっても、売り切れとなる場合がありますので、お申込はお早めをお願いします。

発行総額	100億円
発行日	平成22年11月30日
償還日	平成32年11月30日(10年・満期一括償還)
利率等	平成22年11月10日(水)に決定(三重県HPIにて公表)
発行価格	額面100円につき100円
利払日	毎年5月31日、11月30日(年2回)
購入単位	額面1万円から1万円単位 (本債券のご購入にあたっては、購入対価のみのお支払となります)
購入対象者	個人・法人を含め、広く投資家に販売します

裏面に注意事項が記載されています。必ずご覧ください。



三重県市場公募債

三重県市場公募債とは？

三重県が発行する債券で、利子や元本は県がお支払します。

10年満期、利子は年2回

10年満期で、金利は元本償還まで変動のない固定利率です。年2回、定額の利子をお支払し、10年後の満期日には元本と最終利子をお支払します。

マル優・特別マル優について

障害者の方や寡婦の方（身体障害者手帳の交付を受けている方、遺族年金受給者である被保険者の妻、寡婦年金受給者）は、マル優・特別マル優合わせて額面700万円まで非課税扱いにできます。

信用リスクについて

本債券は、地方公共団体が発行する債券で安全性の高い商品ですが、発行体の財政状況の変化等により、元本や利子の支払が滞ったり、支払不能が生じるなどのリスクがあります。

中途換金が可能です

本債券は、満期前でも売却して換金することができます。ただし、本債券の価格は日々変動しておりますので、金利の上昇等による債券価格の下落や発行者の信用状況の悪化及び発行者に対する外部評価の変化等により投資元本を割り込む場合があります。

その他

- 本債券は、預金・保険商品ではなく、預金保険・保険契約者保護機構の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の対象にはなりません。
- 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある地方債のため、券面は発行されません。
- ご購入に際しては、「契約締結前交付書面」等をよくお読みいただき、必ず内容をご確認ください。「契約締結前交付書面」等は取扱予定金融機関等にてお配りしています。

取扱予定金融機関等			加入協会			お問合せ先 (電話番号)
			日本証券業協会	(社)日本証券投資顧問業協会	(社)金融先物取引業協会	
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第10号	○		○	0598-21-9030
株式会社みずほコーポレート銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○		○	03-6736-0059
株式会社第三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	○			0598-23-1111
株式会社三重銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第11号	○			059-353-3111
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○			059-226-1511
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	059-223-2111
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	059-226-7111
日興コーディアル証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	059-353-6211
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	059-353-2281
三菱UFJモルガンスタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	059-223-1911
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○	059-227-5361
みずほインベスターズ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第173号	○	○	○	0120-555-324

※ 取扱金融機関は変更となる場合があります。

※ 購入手続きの際は、印鑑、本人確認書類等、通帳等（銀行の場合）が必要となります。詳しくは各取扱金融機関にお問合せください。

※ 上記の本支店外や県外からの購入については、各取扱金融機関へお問合せください。

ともに考え、活動し、成長する博物館

三重の新県立博物館

三重県では、2014(平成26)年の開設をめざして、三重の自然と歴史・文化の資産を保全、継承、活用し、人づくりや地域づくりに貢献する「文化と知的探求の拠点」となる、新県立博物館の整備を進めています。「ともに考え、活動し、成長する博物館」を活動理念として、すべての活動を県民・利用者の皆様に開き、参加や参画により博物館づくりを進めていきたいと考えています。市場公募債の購入を通じて皆様からご提供いただいた資金は、新県立博物館の整備財源の一部としても活用する予定です。皆様の御支援をよろしくお願いいたします。

[新県立博物館に関するお問合せ先] 三重県生活・文化部新博物館整備推進室 TEL: 059-224-2175

その他市場公募債に関するお問合せ先

三重県総務部予算調整室 059-224-2119 (FAX 059-224-2125)

ホームページ <http://www.pref.mie.jp/YOSAN/HP/kensai/index.htm>

4 平成21年度県税収入状況（決算見込）について

平成21年度県税収入の決算見込額は約2,094億4,700万円となっており、前年度決算額と比較すると、約579億7,900万円減少し、対前年度決算比では78.3%となっています。

この主な要因は、企業収益の悪化と地方法人特別税の導入による影響から法人二税が約499億7,000万円減収したことによるものです。この他にも、自動車取得税が約28億9,900万円、不動産取得税が約20億3,000万円の減収となっています。

また、収入未済額については、前年度を上回る約72億8,100万円となっており、これは、個人県民税の収入未済額の増加が大きな要因となっています。

平成21年度県税収入状況（決算見込）

（単位：百万円、%）

	県税収入 最終予算額	県税収入額	最終予算額 との比較	予算 達成率	前年度決算額 との比較	対前年度 決算比	収入 未済額
	A	B	B-A	B/A×100			
県税収入額合計	209,116 (218,349)	209,447 (218,680)	331 (331)	100.2 (100.2)	△57,979 (△48,746)	78.3 (81.8)	7,281
うち法人二税	36,216 (45,449)	37,166 (46,399)	950	102.6	△49,970 (△40,737)	42.7 (53.2)	123
うち個人県民税	67,037	67,081	44	100.1	△740	98.9	5,867

注：（ ）内は、地方法人特別税の影響額（地方法人特別譲与税）を含んだ数値です。

【参考】平成20年度県税収入決算状況

（単位：百万円、%）

	県税収入 最終予算額	県税収入額	最終予算額 との比較	予算 達成率	前年度決算額 との比較	対前年度 決算比	収入 未済額
	A	B	B-A	B/A×100			
県税収入額合計	265,755	267,426	1,671	100.6	△6,135	97.8	7,016
うち法人二税	86,450	87,136	686	100.8	△7,800	91.8	190
うち個人県民税	67,812	67,821	9	100.0	1,806	102.7	5,050

平成21年度県税収入状況(決算見込)

(単位:百万円、%)

税目	県税収入 最終予算額	県税収入額	最終予算額 との比較	予算達成率	前年度決算額 との比較	対前年度 決算比	収入未済額
	A		B				
個人県民税	67,037	67,081	44	100.1	△740	98.9	5,867
法人県民税	6,752	6,789	37	100.5	△5,651	54.6	47
県民税利子割	1,970	1,950	△20	99.0	△367	84.2	0
個人事業税	2,156	2,170	14	100.6	△253	89.6	125
法人事業税	29,464 (38,697)	30,377 (39,610)	913 (913)	103.1 (102.3)	△44,319 (△35,086)	40.7 (53.0)	76
地方消費税	36,308	34,331	△1,977	94.6	△412	98.8	0
不動産取得税	4,982	5,560	578	111.6	△2,030	73.3	273
県たばこ税	3,419	3,408	△11	99.7	△224	93.8	0
ゴルフ場利用税	2,410	2,413	3	100.1	8	100.3	48
自動車税	29,094	29,293	199	100.7	△383	98.7	840
鉱区税	5	5	0	100.0	0	100.0	0
自動車取得税	4,122	4,360	238	105.8	△2,899	60.1	0
軽油引取税	21,194	21,418	224	101.1	△788	96.5	5
狩猟税	47	46	△1	97.9	△2	95.8	0
産業廃棄物税	156	247	91	158.3	83	150.6	0
県税計	209,116 (218,349)	209,447 (218,680)	331 (331)	100.2 (100.2)	△57,979 (△48,746)	78.3 (81.8)	7,281

注)各欄で四捨五入しているため、県税計と合わない場合があります。

()内は地方法人特別税の影響額(地方法人特別譲与税)を含んだ数値です。

県税決算額の推移 (単位:百万円、%)

	決算額	対前年比
平成21年度	209,447 (218,680)	78.3 (81.8)
平成20年度	267,426	97.8
平成19年度	273,561	113.6

()内は地方法人特別税の影響額(地方法人特別譲与税)を含んだ数値です。

徴収状況(県税計)の推移

(単位:%、ポイント)

	現年度分		滞納繰越分		計		全国順位
	徴収率	対前年比	徴収率	対前年比	徴収率	対前年比	
平成21年度	98.7	△0.2	27.0	△2.4	96.4	△0.9	22位
平成20年度	98.9	△0.1	29.4	△0.1	97.3	△0.3	16位
平成19年度	99.0	△0.2	29.5	6.0	97.6	0.1	16位

収入未済額(県税計)の推移

(単位:百万円)

	現年度分		滞納繰越分		計	
	収入未済額	対前年差額	収入未済額	対前年差額	収入未済額	対前年差額
平成21年度	2,644	△209	4,637	474	7,281	265
平成20年度	2,853	△28	4,163	600	7,016	572
平成19年度	2,881	1,050	3,563	△230	6,444	820

注)各欄で四捨五入しているため県税計と合わない場合があります。

5 個人県民税対策について

個人県民税は、市町が市町民税とあわせて賦課徴収することとなっています。

平成21年度決算見込みにおいて、県税の収入未済額は、全体で約72億8,100万円で、そのうち約8割(約58億6,700万円)が個人県民税です。

このため、現在、個人県民税対策として、様々な対策に取り組んでおり、特に、「県による直接徴収」と「特別徴収による加入促進」について、以下のとおり強力に推し進めているところです。

1 県による直接徴収について

(1) 個人住民税特別滞納整理班の設置について

平成22年度から、税務政策室内に「個人住民税特別滞納整理班」を設置し、県内9市町^{注1}からの職員派遣とあわせて個人住民税の滞納案件を受け入れ、県職員と市町職員が協働して、地方税法第48条^{注2}に基づき、県による個人住民税の直接徴収を実施しています。

① 実施方法等について

- ・ 滞納整理業務に精通した県職員6名を配置し、県がこれまで蓄積してきた滞納整理のノウハウを市町職員と共有しながら、困難案件も含めた滞納整理を実施。
- ・ 一カ所で集中して、大量に組織的に滞納整理を進めることにより、効率的な業務運営を実施。
- ・ 派遣市町職員の滞納整理技術の向上により、当該市町の徴収率の向上を図る。

② 平成22年度の処理目標額について

(単位：千円)

項目	個人住民税	うち個人県民税 ※
(徴収目標額)	(270,000)	(108,000)
処理目標額	450,000	180,000

※ 個人県民税は個人住民税全体の約40%なので、県としての実質の処理目標額は、約1億8,000万円、徴収目標額約1億800万円となります。

注1：派遣受入9市町について

【一年間受入】志摩市・尾鷲市・紀北町各1名、【9ヶ月間受入】菟野町1名

【半年間受入】津市2名(半年ずつ)、鳥羽市・東員町・川越町・大台町各1名

注2：地方税法第48条

滞納となっている個人住民税(個人県民税+個人市町民税)については、県が市町から徴収権を引き継いで徴収及び滞納処分をすることができます。

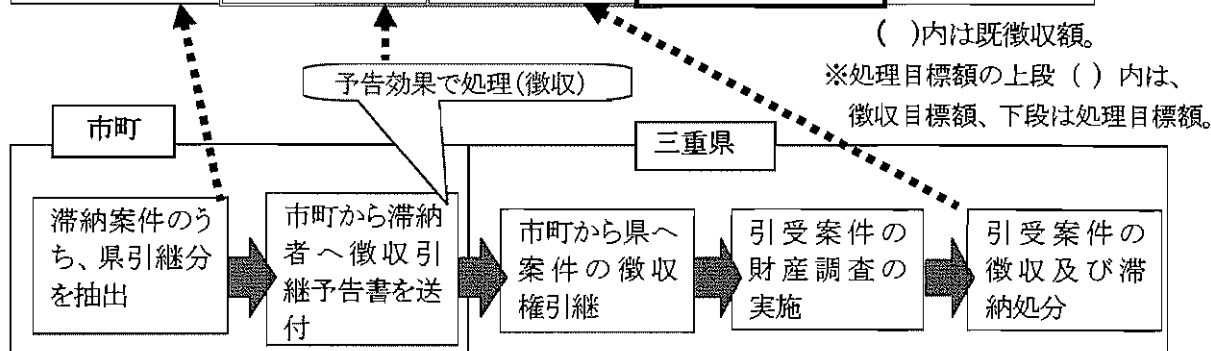
(2) これまでの取組実績について

同班の設置後5ヶ月(4月～8月)の間に、約3億9,827万円を処理(自主納付、市町の引継予告、差押の執行、納付約束等)し、約1億7,445万円を徴収しています。

平成22年8月末現在の取組実績等(延滞金等含む)

(単位:千円)

県引継対象額	市町予告効果額 A	県処理額 B	合計 A+B	処理目標額 ※
687,973	(45,546) 142,103	(128,904) 256,171	(174,450) 398,274	(270,000) 450,000



(3) 今後の取組について

こうした取組の結果、個人住民税の滞納額縮減において一定の成果があがっていることから、来年度以降も引き続き当取組を進めていきたいと考えていますが、そのためには、当取組に対して多くの市町が参加いただくことが必要となります。

既に、本年8月24日に県内の全市町の税務徴収担当課長を集め、これまでの成果報告を行ったところであり、今後、県税事務所ごとの税収確保対策会議のほか、市長会、町村会の場など、様々な機会を通じて当該取組の効果等に関する説明を行い、今まで以上に参加市町を増やし、効果的な個人県民税対策を実施していきたいと考えています。

2 特別徴収による加入促進について

地方税法では、給与所得者に係る個人住民税は、原則として特別徴収^{注3}の方法によって徴収することとされていますが、本県では、給与所得者の特別徴収が全体の約66%(平成20年度実績)に留まっており、残りの約34%が普通徴収となっています。

個人住民税における特別徴収と普通徴収の徴収率を比較すると、平成20年度実績で特別徴収は約99.8%であるのに対し、普通徴収は約91.5%に留まっており、その差は8.3ポイントにもなることから、徴収率の向上及び新規滞納の発生の抑制には、特別徴収制度の普及・拡大を推進し、普通徴収となっている給与所得者を特別徴収に替えることが重要です。

(1) 平成21年度の取組状況について

① 平成21年度の取組内容について

平成21年度から、県内すべての市町と三重県が協働して、個人住民税の特別徴収加入促進に取り組んできたところであり、これまで、個人住民税の特別徴収の法的要件について周知を図ることを目的として、市町と協働して、下記のとおり取組等を実施しました。

- ◇ 特別徴収納税義務者数の10%相当数(約47,000人)の普通徴収納税義務者が対象となるよう、県内各事業所に対し働きかけを実施
- ◇ 事業所への訪問又は電話による周知: 936事業所
- ◇ 事業所へ郵送等による周知: 127,272事業所
- ◇ 各種関係団体等への訪問: 106箇所
- ◇ 県内29市町の広報誌11月号、12月号に掲載
- ◇ 県広報紙「県政だよりみえ」の11月号と12月号に掲載
- ◇ 県ホームページにて内容の周知(10月～)

② 平成21年度取組成果について

こうした取組の結果、平成21年度においては、下記のとおり成果があがったものと考えています。

- 1) 納税義務者数に占める特別徴収義務者数の割合＝4.9ポイント増加
- 2) 個人住民税の調定額に占める特別徴収額の割合＝3.8ポイント増加
- 3) 個人住民税の増収効果(推計値)＝約4.6億円増

*別紙「平成21年度 個人住民税特別徴収促進取組成果について」参照。

注3：個人住民税の特別徴収

給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税(個人市町民税+個人県民税)を徴収(天引き)し、納入する制度です。

(2) 今後の取組について

平成22年度については、昨年度に引き続き、県と市町が連携して、特別徴収納税義務者数約10%相当数の普通徴収納税義務者が対象となるよう、事業所へ働きかけを行うとともに、各地域の税理士会支部や商工会議所・商工会などの関係団体に対する協力要請や、所得税の年末調整説明会において制度説明を行います。なお、事業所への働きかけについては、新たな事業所や昨年度、直接訪問による働きかけを行った中で、特別徴収へ変更しなかった事業所についても再度、会社訪問や電話、郵送等により、特別徴収の実施を促します。

また、県広報誌やホームページ等による周知についても行う予定です。

本取組は複数年をかけて実施する予定であり、先行的な取組をしている自治体を参考としながら、来年度以降も新たな取組を含めて進めていくこととします。

平成21年度 個人住民税特別徴収促進取組成果について

①納税義務者数に占める特別徴収義務者数の割合 (単位：人)

	特別徴収義務者		普通徴収義務者		納税義務者 合計
	人数	割合	人数	割合	
21年度	543,430	59.3%	372,845	40.7%	916,275

↓ **4.9ポイントアップ**

22年度	570,241	64.2%	317,996	35.8%	888,237
------	---------	--------------	---------	-------	---------

②個人住民税の調定額に占める特別徴収額の割合 (単位：億円)

	特別徴収額		普通徴収額		調定額 合計
	調定額	割合	調定額	割合	
21年度	1,133	67.9%	535	32.1%	1,668

↓ **3.8ポイントアップ**

22年度	1,075	71.7%	425	28.3%	1,500
------	-------	--------------	-----	-------	-------

※「特別徴収義務者」「特別徴収額」には、公的年金等からの特別徴収に関するものを含まず。

③個人住民税の増収効果 (推計値)

(積算内容)

a. 平成22年度徴収見込額 (H20年度徴収率から推計)

$$\begin{array}{ccccccc} 1,075 \text{ 億円} & \times & 99.8\% & + & 425 \text{ 億円} & \times & 91.5\% & = & 1,461.7 \text{ 億円} \\ \text{(特別徴収額)} & & \text{(特別徴収 徴収率)} & & \text{(普通徴収額)} & & \text{(普通徴収 徴収率)} & & \end{array}$$

b. 平成21年度徴収見込額 (H22ベース推計値) (H20年度徴収率から推計)

※平成21年度個人住民税額が平成22年度と同額(1,500億円)と仮定。

$$\begin{array}{ccccccc} (1,500 \text{ 億円} \times 67.9\%) & \times & 99.8\% & + & (1,500 \text{ 億円} \times 32.1\%) & \times & 91.5\% & = & 1,457.1 \text{ 億円} \\ \text{(H21 特別徴収額(推計値))} & & \text{(特別徴収 徴収率)} & & \text{(H21 普通徴収額(推計値))} & & \text{(普通徴収 徴収率)} & & \end{array}$$

c. 平成22年度特別徴収に切り替えたことに伴う増収額<推計値>

$$(a-b) \rightarrow 1,461.7 \text{ 億円} - 1,457.1 \text{ 億円} = \mathbf{4.6 \text{ 億円}}$$

6 三重県伊勢庁舎施設更新事業の評価結果の検証について

1 検証の目的

伊勢庁舎の建設は、隣接住宅地で発生した地盤変状（ひび割れ等）により、工事が大幅に遅延しています。このような状況を鑑み、庁舎等の更新手法の選定に当たって、二度とこのような事態を招くことがないようにするため、平成18年度に公表した伊勢庁舎施設更新事業の評価結果について改めて検証を行いました。

2 検証の対象

伊勢庁舎の施設更新に当たっては、第1段階として、既設建築物を利用する耐震補強と新たな建て替えについて検討を行い、建て替えの方が初期建設コストとランニングコストを合わせたライフサイクルコスト比較で安価であるとの結果に至りました。

さらに、第2段階として、4つの建て替え更新手法について検討を行い、最終的に隣接地建て替え手法が総合的に望ましいという結論に至りました。これに合わせてPFIの導入の可能性も検討しました。この2段階の検討結果を検証の対象としました。

3 検証項目と検証結果

(1) 第1段階 「耐震補強と建て替えの検討結果」の検証

① 検討結果（平成18年度公表結果）

工法	耐震補強		建て替え	
	ライフサイクルコスト総額 (百万円)	1年当りのコスト (百万円)	ライフサイクルコスト総額 (百万円)	1年当りのコスト (百万円)
所要金額	4,654	155	5,827	90
検討結果	—	×	—	○

(検討条件) 1 耐震補強は残耐用年数を30年、建て替えは耐用年数を65年と想定。(解体撤去費用を含む。)

2 比較検討は本館建物のみで、他の既存建物等は含まない。

② 評価に用いたシステム

〔ライフサイクルコスト比較〕

算出に用いた工事費単価は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「平成17年度版建築物のライフサイクルコスト」(編集・発行：財団法人建築保全センター)の概算システムデータを用いています。

この「建築物のライフサイクルコスト」の目的は、コストを算出するために必要な方法論とデータベースを取りまとめることにより、建築物の長期にわたる総合的な経済性を検討し、確保できるようにすることです。

建物の更新手法を検討する企画段階では、この「建築物のライフサイクルコスト」の概算システムを使用することが一般的です。このシステムを使えば、想定される条件に基づき、データを入力すると自動的にコスト計算がなされます。

〔建物の環境負荷低減性の評価〕

国土交通省の主導の下に、財団法人建築環境・省エネルギー機構内に設置された委員会において、現在も開発が進められている「建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）」を評価に用いています。

このシステムは、室内環境、サービス性能、室外環境等の環境品質・性能やエネルギー、資源・マテリアル、敷地外環境等の環境負荷を評価し、格付けを行うものです。

③ 検証結果

〔コスト面〕

伊勢庁舎においては、耐震補強手法の方が初期コストは安くなりますが、建物自体が老朽化しているため、建て替えよりも維持管理経費は高くなり、その経費を含めた残耐用年数30年間のライフサイクルコストは高くなります。

一方、建て替え手法は初期コストが高くなるものの、維持管理経費を含めた耐用年数65年間のライフサイクルコストは安くなります。

このように、初期コストだけでなく、維持管理経費を含めたライフサイクルコストの総額を耐用年数(残耐用年数)で割った1年当たりのコストを比較した結果であり、将来的な財政負担を考えれば、建て替えの方が適切であると考えます。

〔環境面〕

建て替え手法では、室内環境、サービス性能、室外環境等の環境品質・性能やエネルギー、資源・マテリアル、敷地外環境などの環境負荷の低減が図れることから、耐震補強した場合の庁舎の室内環境等に比べて優れています。

この環境面の評価については、「建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）」を用いて評価を行っていますので、適切であると考えます。

(2) 第2段階 「建て替えにおける更新手法の検討結果」の検証

① 検討結果（平成18年度公表結果）

評価項目		A. 現地 建て替え	B. 隣接地 建て替え	C. 市内別敷地 建て替え	C'. まつり博 跡地建て替え
建物 本体 評価	①初期建設コスト	△	△	×	×
	②ライフサイクルコスト	△	△	○	○
	③耐震性・老朽化度	△	○	○	○
建物 立地 環境 条件 的評 価	④バリアフリー・IT・環境配 慮・省エネ化への対応	△	○	○	○
	⑤執務環境（実情の即し たスペースの確保）	○	○	○	○
	⑥工事中の不便度	×	△	○	○
	⑦工事前のコスト（仮設等）	×	○	○	○
	⑧建物立地面での評価	△	○	△	△
	⑨用地取得に係る評価	△	△	×	×
総合		△	◎	○	○
初期コスト		4,238 百万円	3,876 百万円	5,577 百万円	4,326 百万円

② 各更新手法の想定

県の財政状況の厳しい中、建設コストの縮減と、現在の狭隘な敷地問題の解消、駐車場用地の確保に伴う財政的負担の軽減を図るため、「現地建て替え」、「隣接地建て替え」、「市内別敷地建て替え」、「まつり博跡地建て替え」の4つの更新手法を想定し、比較検討することは妥当であると考えます。

③ 検証結果

〔建物本体評価〕

(ア) 初期建設コスト

建設事業を実施するに当たっては、まず初期建設コストを比較することになります。このコストの算出に用いた工事費単価は、「平成17年度版建築物のライフサイクルコスト（国土交通大臣官房官庁営繕部監修・編集、発行：財団法人建築保全センター）」の概算システムデータを用いています。

このシステムの評価によれば、「現地建て替え」や「隣接地建て替え」においては、既存の附属棟の全部または一部をそのまま使用することから、「市内別敷地建て替え」と「まつり博跡地建て替え」よりも初期建設コストが安くなるという結果を示しています。

(イ) ライフサイクルコスト

初期建設コストとその後の維持管理コストを総合したライフサイクルコストを比較するに当たっては、「平成17年度版建築物のライフサイクルコスト（国土交通大臣官房官庁営繕部監修・編集、発行：財団法人建築保全センター）」の概算システムデータを用いています。

このシステムの評価によれば、「現地建て替え」や「隣接地建て替え」においては、既存の附属棟の全部または一部をそのまま使用するため、その建物の建て替え費用や老朽化に伴う多額の維持管理費がかかることにより、「市内別敷地建て替え」と「まつり博跡地建て替え」よりもライフサイクルコストが高くなるという結果を示しています。

(ウ) 耐震性・老朽化度

建物の延べ床面積と残存耐用年数との積で比較する方法は、耐震性や老朽化度を表すひとつの手法として使われています。

この積が大きいほど耐震性に優れ、老朽化が進んでいないことを示しています。この手法によれば、既設の附属棟をそのまま利用する「現地建て替え」が最も老朽化が進んでいることを客観的に表します。当然、既存のその他附属棟を残せば、その分耐震性が劣り、老朽化が進んでいることを示す結果になります。

〔建物立地・環境条件的評価〕

(エ) バリアフリー・IT・環境配慮・省エネ化への対応

「建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）」を使用し、住環境アメニティを向上させる性能評価と環境負荷を低減させる性能評価を行っています。

このシステムの評価によれば、「現地建て替え」が他の3つの更新手法に比べ、狭隘な敷地に立地するため、室外環境（景観・アメニティの配慮）や敷地外環境（騒音・振動等、風害・日照等）がやや劣るということを客観的に表しています。

(オ) 執務環境（実情に即したスペースの確保）

職員にとって快適な執務環境を確保することは、労働安全衛生法上からも必要とされているところです。4つの更新手法のいずれも、現伊勢庁舎の狭い執務環境（1人当たり4～6㎡未満）に比べ、改善されること（1人当たり8㎡程度）は明らかです。

(カ) 工事中の不便度

各更新手法について、建設工事が業務等にどのくらいの期間、影響を与えるのかを、工事影響範囲と工事期間、仮設庁舎、引越し、設備等移転経費、工事中借地などを総合的に勘案し、不便の度合いを評価しています。

「現地建て替え」は仮設庁舎への移動とそこでの業務遂行に伴う経費負担や引越しの手間、敷地内を工事車両が頻繁に行き来するなどの不便度が多大ですが、「隣接地建て替え」は「現地建て替え」に比べれば、仮設庁舎への引っ越しがない分、県民の利用しにくさや職員の業務の停滞など影響が少ないと評価しています。

一方、「市内別敷地建て替え」と「まつり博跡地建て替え」については、別敷地となるため、引越しの手間以外は業務等に不便をかけることはありません。

(キ) 工事前後のコスト（仮設等）

引越し、各種移転費、工事中借地、工事終了後借地のコストを算出し、そのコストの合計で評価しています。

「現地建て替え」は狭隘な敷地のため、建て替え後も駐車場用地の賃貸料が多くかかることが想定されています。これに対し、残りの3つの更新手法は工事終了後の駐車場用地の賃貸料は必要なくなり、コスト面で有利になることが想定されます。

(ク) 建物立地面での評価

庁舎敷地の確保、敷地形状・規模、災害防止・環境保全・周辺環境、利用者の利便性の向上の項目で総合的に評価しています。

「現地建て替え」では土地が不整形であること、「市内別敷地建て替え」では用地買収が困難であること、「まつり博跡地建て替え」では遠隔地であることと交通アクセスが不便であることから、「隣接地建て替え」が比較優位であると評価しています。

個々の評価項目をみると、「災害防止・環境保全・周辺環境」については、次のとおり評価するための基礎資料を収集し、内容を検討すべきであったと思われます。

施設の更新手法を検討する際には、建設候補地の隣接地に崖、法面がある場合、付近の工作物の状況及び過去の経緯の調査、関連するデータの収集などを行い、反映させることが必要と思われます。

今回地盤変状が発生した場所は、建て替え手法の検討当時、盛土ではなく、切土という想定をしていたために、特にそのことを評価するための資料収集や調査をしていませんでした。主として、近隣住宅地への日影の影響や目隠しについて調査し、その影響を低減することに重点が置かれていました。

(ケ) 用地取得にかかる評価

用地取得費用についてみれば、「現地建て替え」が最も安く、次いで「隣接地建て替え」が安くなっています。逆に、「市内別敷地建て替え」と「まつり博跡地建て替え」は、広大な用地を取得しなければならないことから高くなります。

〔総合評価〕

当時は、建設候補地の隣接地の形状等の調査分析とその評価は想定されておらず、上記（ア）から（ク）の検証結果を総合的に評価した結果、「隣接地建て替え」が望ましいと判断したことは止むを得ないものと考えます。

（３）「建て替えにおけるPFI等の事業手法の検討結果」の検証

① 検討方法

従来型事業手法におけるコストダウン手法の検討とPFI手法導入の可能性について比較しました。

② 検討更新手法

（ア）従来型事業手法

◆VE方式（Value Engineering方式）

建設費を縮減できる有効な提案をした者に、縮減額の一部を還元する方式です。民間の保有する技術によるコスト縮減だけでなく、民間の技術開発に対してインセンティブを与えることで長期的に品質確保・向上に結びつく効果を持っています。

（VEの種類）

- ・設計時VE…設計段階でVE提案を受け付ける方式
- ・入札時VE…提示された実施設計に対するVE提案を求める
- ・契約後VE…工事の契約後に施工者からのVE提案を受け付ける

◆DB方式（Design Build方式）

設計・施工を一括契約方式です。公共工事においては、公平な競争を担保するという観点から「設計・施工分離」は原則とすべきとされていますが、民間技術の積極的活用をはかるべき分野においては、DB方式も有効と考えられています。

（イ）PFI手法

PFI（BTO）手法について検討を行いました。なお、BTO方式（Build-Transfer-Operate）とは、施設が完成した段階でその所有権は県に移転され、民間事業者が事業を運営します。

③ 検証結果

様々なコスト削減の取り組みに加え、入札時または契約後VE方式を併用することが最も効果的な整備手法であると考えています。また、この手法であれば、早期の事業遂行、県の意向の反映が容易であり、地域経済への波及効果が期待できます。

一方、PFI手法の場合、建築意匠の確保、事業期間と耐用年数の整合、地域経済波及効果、事業スケジュールなどの調整に時間を要し、早期事業遂行ができません。また、PFI手法のメリットである財政支出の平準化の効果はあるものの、費用削減面で最も効果があると思われる維持管理費についても、現状はすでに民間委託化されているため、削減効果が薄いこと、建物用途上、収益を上げる用途部分もないことから、積極的に導入すべきとは言い切れないと判断しています。

以上の評価により、伊勢庁舎更新事業の整備手法としては、従来型発注方式（VE方式）による整備が望ましいと判断していますが、現伊勢庁舎の耐震性を考えれば、早急に更新整備することが必要であり、そのためには早期着手が可能な従来型事業手法が望ましいという結論は妥当であると考えます。

4 まとめ

今回の「三重県伊勢庁舎施設更新事業の評価結果について」、第1段階の「耐震補強と建て替えの検討結果」と第2段階の「建て替えにおける更新手法の検討結果」の検証結果から、今後の県有施設の更新に当たっては、次の点を考慮すべきであると考えます。

敷地形状・規模、災害防止・環境保全・周辺環境の評価については、計画建物が近隣住宅地に与える影響（日影など）だけでなく、建設候補地及び隣接地の地形を評価する項目を設定する。

特に、施設の更新手法を検討する際には、建設候補地の隣接地に崖、法面がある場合、付近の工作物の状況及び過去の経緯の調査、関連するデータの収集などを行い、反映させることが必要である。

7 審議会等の審議状況について

(平成22年6月7日～平成22年9月14日)

(1) 三重県公益認定等審議会

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会
2 開催年月日	平成22年9月10日
3 委員	会長 遠島 敏行 会長代理 河邊 毅寿 委員 伊藤 庄吉 外4名
4 諮問事項	移行認定申請に係る諮問(1件)
5 調査審議結果	移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当である。
6 備考	次回開催予定 平成22年12月1日

(2) 三重県公務災害補償等認定委員会

1 審議会等の名称	三重県公務災害補償等認定委員会
2 開催年月日	平成22年7月23日
3 委員	委員長 内田 典夫 委員 中井 稔 外3名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成21年度県・市・町・一部事務組合の非常勤職員に係る公務災害の軽易な事案の処理状況についての審議を行った。
6 備考	次回開催予定 未定